

# 福岡県公報

平成25年9月3日  
第3527号

## 目次

### 告示 (第1370号 - 第1373号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 1
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課) ..... 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 1
- 換地を定めない土地の指定 (農村森林整備課) ..... 2

### 公告

- 平成25年度技能検定 (後期) の実施 (職業能力開発課) ..... 2
- 平成25年度職業訓練指導員試験の実施 (職業能力開発課) ..... 4
- 落札者等の公示 (総務事務センター) ..... 6

### 公安委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集結果 (警察本部生活安全総務課) ..... 6
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集結果 (警察本部生活安全総務課) ..... 6
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) ..... 7

### 雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (自然環境課) ..... 9

## 告示

### 福岡県告示第1370号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市篠原西一丁目25番1 から25番45まで並びに南風台六丁目1021番
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市早良区東入部3丁目3番7 -101  
有限会社 ヒロ・プランニング  
代表取締役 松下 文代

### 福岡県告示第1371号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

平成25年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 組合の名称  
久山町上山田土地区画整理組合
- 事業施行期間  
この告示の日から平成28年3月31日まで
- 施行地区  
糟屋郡久山町大字山田の一部
- 事務所の所在地  
糟屋郡久山町大字山田1784番地7
- 設立認可の年月日  
平成25年8月21日
- 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 公告の方法  
事務所の掲示場及び久山町役場の掲示場に掲示する。

### 福岡県告示第1372号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月3日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市一木字新替1142番1、1142番3、1149番4、1149番7、1149番8、1150番1、1150番2、1151番1、1151番2、1152番1、1152番2、1153番1、1153番2及び1154番から1157番まで並びにこれらの区域内にある水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市一ツ木1148-1

株式会社 ナチュラルホールディングス

代表取締役 森 信

福岡県告示第1373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業住吉地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成25年9月3日

福岡県知事 小川 洋

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
久留米市 安武町	住吉	道田	610	田	1321

公 告

公告

平成25年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

平成25年9月3日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第64条から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業）、和裁（和服製作作業）、製版（DTP作業）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業及びビニルエステル樹脂積層防食作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工

事作業)、防水施工(合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、自動ドア施工(自動ドア施工作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(機械試験作業及び組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)及び舞台機構調整(音響機構調整作業)

(3) 3級

機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業)、時計修理(時計修理作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

(4) 単一等級

エーエルシーパネル施工(エーエルシーパネル工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)及びバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 16,500円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、11,000円とする。

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成25年12月4日(水曜日)から平成26年2月16日(日曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成25年11月27日(水曜日)に福岡県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 1級及び2級 ロープ加工、機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、自動ドア施工、ガラス施工及び金属材料試験 (イ) 3級 電気機器組立て及び配管	平成26年1月26日 (日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (イ) 1級及び2級 油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、強化プラスチック成形、パン製造及びコンクリート圧送施工 (ウ) 3級 冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図、機械加工及び時計修理 (エ) 単一等級 エーエルシーパネル施工及びバルコニー施工	平成26年2月2日 (日曜日)	

(ア) 1級及び2級 舞台機構調整	平成26年2月5日 (水曜日)
(ア) 1級及び2級 半導版、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、電気製図、塗装及び機械保全	平成26年2月9日 (日曜日)
(イ) 3級 機械検査、プリント配線板製造、和裁、建築大工及び電気製図	
(ウ) 単一等級 樹脂接着剤注入施工	

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 電話番号092-671-1238）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会等で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成25年10月7日（月曜日）から同年10月18日（金曜日）まで（午前9時から午後5時まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成25年10月18日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者発表

技能検定の合格者発表は、平成26年3月14日（金）に福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行うとともに、福岡県ホームページに掲載する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 電話番号092-671-1238）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3601）に対して行うこと。

公告

平成25年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

平成25年9月3日

福岡県知事 小川 洋

1 試験実施職種

(1)園芸科(2)造園科(3)森林環境保全科(4)鉄鋼科(5)鑄造科(6)鍛造科(7)熱処理科(8)塑性加工科(9)溶接科(10)構造物鉄工科(11)金属表面処理科(12)機械科(13)電子科(14)電気科(15)コンピュータ制御科(16)発変電科(17)送配電科(18)電気工事科(19)自動車製造科(20)自動車整備科(21)自動車車体整備科(22)航空機製造科(23)航空機整備科(24)鉄道車両科(25)造船科(26)時計科(27)光学ガラス科(28)光学機器科(29)計測機器科(30)理化学機器科(31)製材機械科(32)内燃機関科(33)建設機械科(34)農業機械科(35)縫製機械科(36)織布科(37)織機調整科(38)染色科(39)ニット科(40)洋裁科(41)洋服科(42)縫製科(43)和裁科(44)寝具科(45)帆布製品科(46)木型科(47)木工科(48)工業包装科(49)紙器科(50)製版・印刷科(51)製本科(52)プラスチック製品科(53)レザー加工科(54)ガラス科(55)ほうろ



う製品科(56)陶磁器科(57)石材科(58)麺科(59)パン・菓子科(60)食肉科(61)水産物加工科(62)発酵科(63)建築科(64)枠組壁建築科(65)とび科(66)建設科(67)プレハブ建築科(68)屋根科(69)スレート科(70)建築板金科(71)防水科(72)サッシ・ガラス施工科(73)畳科(74)インテリア科(75)床仕上げ科(76)表具科(77)左官・タイル科(78)築炉科(79)ブロック建築科(80)熱絶縁科(81)冷凍空調機器科(82)配管科(83)住宅設備機器科(84)さく井科(85)土木科(86)測量科(87)建築物設備管理科(88)ボイラー科(89)クレーン科(90)建設機械運転科(91)港湾荷役科(92)化学分析科(93)公害検査科(94)木材工芸科(95)竹工芸科(96)漆器科(97)貴金属・宝石科(98)印章彫刻科(99)塗装科(100)広告美術科(101)デザイン科(102)義肢装具科(103)電気通信科(104)電話交換科(105)事務科(106)貿易事務科(107)流通ビジネス科(108)写真科(109)介護サービス科(110)理容科(111)美容科(112)ホテル・旅館・レストラン科(113)観光ビジネス科(114)日本料理科(115)中国料理科(116)西洋料理科(117)臨床検査科(118)フラワー装飾科(119)メカトロニクス科(120)情報処理科(121)フォークリフト科(122)建築物衛生管理科(123)福祉工学科

## 2 試験期日及び試験会場

### (1) 試験期日

平成25年11月29日(金曜日)午前10時40分から正午まで

### (2) 試験会場

福岡県吉塚合同庁舎803号室(福岡市博多区吉塚本町13番50号)

## 3 試験科目

学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

## 4 受験資格

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第3項及び第4項のいずれかの項に該当することにより受験資格を有し、かつ職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第46条の表上欄のいずれかの項(複数可)に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者のうち、刑が消滅していないもの

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 5 受験申請手続及び受付期間

### (1) 受験の申込方法

ア 受験申請は、受験申請書に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課(〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。)へ提出すること。

(ア) 受験票及び写真票(受験票には50円切手を、写真票には写真を貼付すること。)

(イ) 受験資格及び免除資格に該当することを証する書面の写し

イ 受験手数料3,100円を福岡県領収証紙により納入すること。なお、受験手数料は、申請受付後はいかなる理由があっても返還しない。

ウ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

### (2) 受付期間

ア 受付期間は、平成25年10月21日(月曜日)から平成25年10月31日(木曜日)までとする。ただし、土曜日及び日曜日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 6 合格発表

(1) 平成25年12月13日(金曜日)に合格者の受験番号を職業能力開発課に掲示するとともに、県のホームページに掲載する。

(2) 受験者全員に合否を通知する。

## 7 その他

(1) 受験申請書は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で配布する。受験申請書の郵送を希望する場合は、宛先を明記した140円切手貼付の返信用封筒(角形2号)を同封の上、職業能力開発課へ申し込むこと。

(2) 受験手続その他の問合せは、職業能力開発課(電話 092-643-3601)に行うこと。

## 公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成25年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量  
マイクロフォーカスX線CTシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務センター
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成25年8月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
株式会社ニコンインステック九州支店
  - (2) 住所  
福岡市東区多の津1丁目4番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
51,292,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第213号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、探

偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令の基準（案）について、平成25年5月17日から同年6月17日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成25年9月3日

福岡県公安委員会

- 1 処分基準の題名  
探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令の基準
- 2 処分基準の改正の日  
平成25年9月3日
- 3 意見公募手続の結果  
意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、処分基準を改正することとした。
- 4 関連資料  
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課に備え置く。

### 福岡県公安委員会告示第214号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、警備業法に基づく指示処分及び営業停止命令の基準（案）について、平成25年5月17日から同年6月17日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成25年9月3日

福岡県公安委員会

- 1 処分基準の題名  
警備業法に基づく指示処分及び営業停止命令の基準
- 2 処分基準の改正の日  
平成25年9月3日
- 3 意見公募手続の結果  
意見は提出されなかったため、原案のとおり処分基準を改正することとした。

## 4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課に備え置く。

## 福岡県公安委員会告示第218号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成25年9月3日

福岡県公安委員会

## 1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 施設警備業務1級

## 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成25年12月4日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 施設警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成25年12月5日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

## 3 受検定員

各検定15名

## 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のい

ずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

## 6 学科試験及び実技試験

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 施設警備業務1級

## ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

## (1) 事前（電話）受付期間

平成25年11月5日（火）から同年11月7日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

## (2) 必要書類

## ア 必須書類（全検定共通）

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (ウ) 1級の受験資格を疎明する、以下のいずれかの書類
  - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
  - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受験資格認定書）

## イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
  - (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (3) 検定手数料
- ア 貴重品運搬警備業務1級  
16,000円
  - イ 施設警備業務1級  
16,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (4) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の事前受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。
  - ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
  - イ 事前申込みを行い、受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日又は翌日いずれかの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。
  - ※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。
  - ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したもの）



に限る。)を持参すること。

## 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

## 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問合せは、福岡県の休日を守る条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。
- (4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

# 雑 報

## 福岡県環境審議会公告

第11次鳥獣保護事業計画の変更に係る答申(案)に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱(平成12年2月29日11行改推第92号)第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成25年9月3日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

### 1 意見募集の対象

第11次鳥獣保護事業計画の変更に係る答申(案)

### 2 答申(案)の概要

○変更箇所

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする

場合

### (2) 鳥獣による被害発生予察表の作成(17ページ)

**変更内容:** 予察表の被害発生地域の表記を市町村単位に変更

[被害発生予察地域](18~21ページ)

**変更内容:** 保健福祉環境事務所管内別から農林事務所管内別の表に変更

### (4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

#### ② 許可基準

##### 1) 有害鳥獣捕獲の実施者の要件(22ページ)

**変更内容:** 有害鳥獣捕獲の実施者の要件を緩和し、福岡県以外の狩猟者登録を受けている者についても認める

[鳥獣の種類別許可基準](24ページ)

**変更内容:** 有害鳥獣捕獲の許可日数は、30日間を標準としていたが、必要な日数とする。知事の許可対象鳥獣に鳥類の卵を追記

### (5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

#### ① 方針(25ページ)

**変更内容:** 協議会組織及び九州各県との一斉捕獲の実施体制を変更

#### ② 指導事項の概要(25ページ)

**変更内容:** 協議会組織を変更

## 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針(33ページ)

**変更内容:** 平成24年度にニホンジカ及びイノシシの特定鳥獣保護管理計画を変更したため、表の備考欄に追記

## 第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (2) 研修計画(37ページ)

**変更内容:** 会議主催者を変更

### 2 鳥獣保護員

#### (4) 研修等計画(38ページ)

**変更内容:** 会議主催者を変更

## 3 保護管理の担い手の育成

## (2) 研修計画 (39ページ)

**変更内容：講習会、研修会の回数を増加**

## (3) 狩猟者の減少防止対策 (39ページ)

**変更内容：狩猟試験の開催回数を増加**

## 3 答申(案)の閲覧場所等

(1)～(11)の場所に配架するとともに(12)のホームページにも掲載する。

- (1) 県民情報センター (福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階)
- (2) 北九州県民情報コーナー (北九州市小倉北区内7-8)
- (3) 筑後県民情報コーナー (久留米市合川町1642-1)
- (4) 筑豊県民情報コーナー (飯塚市新立岩8-1)
- (5) 京築県民情報コーナー (行橋市中央1丁目2-1)
- (6) 筑紫保健福祉環境事務所地域環境課 (大野城市白木原3丁目5-25)
- (7) 宗像・遠賀保健福祉環境事務所地域環境課 (宗像市東郷1丁目2-1)
- (8) 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所地域環境課 (飯塚市新立岩8-1)
- (9) 北筑後保健福祉環境事務所環境課 (久留米市合川町1642-1)
- (10) 南筑後保健福祉環境事務所地域環境課 (八女市本村字深町25)
- (11) 京築保健福祉環境事務所環境課 (行橋市中央1丁目2-1)
- (12) 福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>)

## 4 意見の提出期限

平成25年9月3日(火)から平成25年9月17日(火)まで必着

## 5 意見書提出の方法

持参・郵送・ファクシミリ又は電子メール

## 6 意見書の提出先

福岡県環境部自然環境課

(住所) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(ファクシミリ) 092-643-3357

(電子メール) shizen@pref.fukuoka.lg.jp

※問い合わせ先：092-643-3367

(別紙)

## 意 見 書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

## 記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。